

III 各論

第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実

【現状と課題】

軽米町民憲章に定める「教養を高め、みんなで楽しい町をつくる」ために、町民がそれぞれのライフステージにおいて自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、また、その成果を生かすことのできる「協働・参画による生涯学習のまちづくり」を実現するとりくみが進められて参りました。

そのため、生涯学習に関する施策の総合的な推進のため、生涯学習推進本部を設置し、推進体制の整備に努めてきました。

しかし、本来的な生涯学習の推進のためには、住民及び多様な団体と行政が連携して、自発的な推進体制づくりを進めていく必要があります。

【施 策】

(1) 生涯学習推進体制の充実

本町の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、生涯学習推進本部の活性化を図り、住民参画型の生涯学習推進体制の整備を図ります。

(2) 生涯学習推進計画に沿った生涯学習事業の推進

生涯学習に関連する部署、関係機関の施策を総合的に推進するため「軽米町生涯学習推進計画」に基づき、「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」という基本理念に沿った各種事業の推進に努めます。

(3) 住みよい地域社会づくり

少子高齢化、過疎化などによる地域コミュニティの希薄化を解消するため、町内に77ヶ所ある自治公民館等を学習拠点として、地域のリーダーを中心とした寄り合い、伝統行事などの活発化を図り、古くからそれぞれの地域課題を解決してきた集落活動を存続発展させ、心温かく住みよい地域社会づくりを目指します。

2. 協働・参画による生涯学習の推進

【現状と課題】

生涯学習は、町民一人一人が充実した人生を送るために、自発的に行うことを中心とし、適した方法を自ら選びながら、生涯を通して行うものです。

住民の自主的・主体的な学習活動を一層促進するためには、多様化・高度化する学習への欲求に答えるため、住民ニーズの掘り起こしと、あらゆる機会を通して、学習意欲を喚起していくことが必要です。

また、多様な学習活動の企画と効果的な情報提供を行い、さらには、学習の成果を持ち寄って、まちづくりに生かしていくことのできる環境を整える必要があります。

【施 策】

(1) 学習情報の提供

関係各課及び関係機関・団体の事業、行事等の調整を図り、生涯学習活動を一元的かつ体系的に示す生涯学習カレンダーを毎年発行するとともに、軽米町ホームページでの情報提供に努めます。

(2) 学習活動の支援

多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、関係機関・団体等との連携により、多様な学習メニューを提供するとともに、町民の主体的な学習活動を奨励するために、講師派遣などの支援を行います。

また、学習の成果を発表、実践できる環境の整備に努めるとともに、活動グループの育成及び支援に努めます。

(3) 協働・参画のまちづくり

住民主体による地域づくりを推進するため、今日的課題を共有し、課題解決のためのワークショップの立上げや住民参加による実践的な取り組みなどを具体的に推進します。

また、地域活動の情報提供を積極的に行い、各種団体と連携するネットワークを構築し、住民参加による「協働・参画による生涯学習のまちづくり」を推進します。

第2章 学校教育の充実

1. 就学前教育の充実

【現状と課題】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に質の高い幼児教育を保証することは、極めて重要です。

本町の幼児教育関係施設は、町立幼稚園が1園と5つの保育園、児童館が設置されており、各地区における就学前教育の役割を担っています。

就学前教育は、自制心や規範意識、コミュニケーション能力の開発など、小学校入学に向けた集団生活への対応能力を身に付けさせることと同時に、基本的な生活習慣の習得や体力の強化など家庭教育の不足を補う役割を果たします。

共働き家庭の増加、核家族化や家庭間の教育格差の解消など、就学前教育へのニーズが変化しているため、施設の配置を含め、運営のあり方の見直しが求められています。

【施 策】

(1) 幼児教育の充実

地域の特性や幼児の実態に応じて教育目標を設定するとともに、幼児とのふれあいを大切にしながら、幼児一人一人の個性や能力を伸ばす、きめ細かな指導に努めます。

教育目標を達成させるため、教職員の指導力を高める研修を行い、創意と工夫に満ちた教育活動を開拓し、特色ある幼稚園づくりに努めます。

(2) 施設運営の弾力化の促進

保育ニーズに対応し、子育て支援を充実させるため、預かり保育や相談活動をさらに充実させるとともに、幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園への移行を視野に入れて、総合的に幼稚園運営の在り方を見直します。

(3) 幼稚園と保育園や小学校との連携

就学前教育の視点から、小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と関係施設による合同研修会や相互参観の実施など、互いの教育内容について共通理解を持ち、連携を図るように努めます。

2. 学力の向上

【現状と課題】

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜いていくための基盤として、基礎的な知識、思考力、判断力と主体的に取り組む学習態度などの「確かな学力」を身に付けることが求められています。

本町の児童生徒の学力は、平成24年度全国学力・学習状況調査から、中学校の国語を除いて、小学校、中学校とも全国及び県の平均正答率を若干下回っており、特にも活用に関する問題において、正答率が下がる傾向にあります。

また、県学習定着度状況調査においては、小中学校ともに国語及び算数・数学が県平均を下回る傾向にあり、科目により成績にばらつきが見受けられます。

のことから、児童生徒に「確かな学力」が身に付くよう、少人数指導やそれぞれの習熟度に応じた「わかる授業」を開拓するとともに、子どもが主体的に学習を取り組む態度を養う必要があります。

【施 策】

(1) 「わかる授業」づくりの推進

学習指導要領における到達目標を分析し、単位時間のねらい(評価規準)や指導内容、指導方法、評価などの明確化を図る研究と実践を推進し、授業の改善に取り組みます。

(2) 個に応じた指導の充実

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力などを育むため、理解や習熟の程度に応じた指導や補完的な学習及び発展的な学習などを行い、個に応じたきめ細かな指導体制の充実に努めます。また、少人数指導やチームティーチングを取り入れるなど、指導方法、学習形態の工夫・改善を図ります。

(3) 学習定着状況の把握

国や岩手県が実施する学力調査やそれぞれの学校で行う習熟度調査により、児童生徒の学習状況を把握・分析することにより、的確な指導を行うための対策、方法を研究し、わかりやすい授業の実施に向けた改善に取り組みます。

(4) 学ぶ意欲、態度及び課題解決能力の育成

児童生徒に自学自習の習慣を身に付けさせるため、ノーメディアの日を取り入れるなど、テレビ、ゲーム機などとのかかわりを適度に抑制しながら、学齢や個々の実態に応じて意図的、計画的、継続的に課題を与えるなど、学校と家庭が連携して学習習慣の形成を図ります。

また、身に付けた知識・技能を活用し、課題を発見し解決する力、他者と協同するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力など自ら主体的に学習する態度の育成を図ります。

3. 特別支援教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが十分な教育が受けられるように、幼児、児童生徒一人一

人の状況に応じた適切な学習環境の整備やきめ細かな対応が求められています。

本町では、これまで子どもをサポートする支援員の配置をはじめ、教育相談の実施や関係機関の連携により、支援体制の整備を図って参りました。

心身に障がいを持つ子どもの早期発見と的確な状況把握に努め、適切な教育支援を実施できるように体制を整備する必要があります。

【施 策】

(1) 就学指導の推進

幼児教育関係施設と密接に連携し、心身に障がいのある子どもの情報の共有化を図り、適切な就学指導に努めます。

また、心身に障がいをもつ子どもの早期発見と的確な実態把握に努め、保護者の理解を深めながら特別支援学級や特別支援学校などへの適切な就学指導を行います。

(2) 支援・指導体制の充実

教育、福祉、医療の連携により、障がいのある子ども及び保護者に対する相談や支援体制の整備及び特別な支援を必要とする子どもが就学区域内の学校で教育が受けられるようバリアフリー化を進めるなどの環境整備に努めます。

また、特別な支援を必要とする子どもに対し、巡回指導や「個別の指導計画」の作成を行うなど、個に応じた指導に努めます。

さらに、通常学級に特別な支援を必要とする子どもが在籍している場合には、支援員を配置するなどきめ細かな対応に努めます。

学校においては、「特別支援教育校内委員会」の設置や「特別支援教育コーディネーター」を位置付けるなど、計画的な支援が行われるよう校内体制の整備を行います。

(3) 交流及び共同学習の推進

特別な支援を必要とする幼児、児童生徒の発達を促すとともに、すべての幼児、児童生徒の理解と認識を深めながら、特別支援学級と通常学級との交流や特別支援学校との交流など共同学習に積極的に取り組みます。

4. 道徳教育の充実

【現状と課題】

「いじめ」問題の表面化や児童生徒が関わる痛ましい事件の発生など、相手をいたわる心が未熟であったり、規範意識の低下や良好な人間関係を築けないなど道徳性の低下が問題となっており、心の教育・道徳教育の一層の充実が求められています。

道徳性は、幼児期の芽生えに始まり、学校、家庭、地域社会における様々な経験を積み重ねながら、徐々に児童生徒の心に育まれていくものです。

道徳教育を効果的に実施することにより、子どもの心を成長させ、人間性、社会性を育み、学校や社会での集団生活の中でも、それぞれの個性を發揮し、豊かな人生を送ることのできる基礎を育てていくことが求められています。

【施 策】

(1) 学校全体で取り組む道徳教育

学校における道徳教育の指導体制の充実や指導方法の研究を行い、「道徳の時間」や「総合的な学習の時間」などを活用して、教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図ります。

東日本大震災の経験などを教訓にして「絆」や「命」の大切さを学び、自らの生き方や人の在り方について考えを深める学習機会を作ります。

また、日常の生活体験や勤労体験などを通して、人間関係の醸成や自然の恵みを大切にする心の成長につなげる指導を推進します。

(2) 「道徳の時間」の充実

道徳教育の要である「道徳の時間」を有効に活用し、児童生徒の発達段階や地域の特性に即した多様な取り組みにより、感動する心、自然や生命への畏怖、協調性、思いやりなどを培い、周囲と協力して課題を解決し、共に未来を創造する態度などを育む授業を開設します。

(3) 家庭、地域社会との連携を深める道徳教育

核家族化や少子化社会の中にあって、社会生活に順応できる道徳心を育成するため、家庭や地域の人たちが教育活動へ参加する機会を設けます。

さらに、小中学校・高校を通して地域活動やボランティアによる地域貢献活動への参加など、地域の人々とのふれあいを大切にした取り組みを進めることにより、家庭・地域社会と協力した道徳教育を開設します。

5. 健康教育の充実

【現状と課題】

学校における健康教育は、子どもたちの健やかな育成の基礎となるものです。

ライフスタイルや食生活の変化などから生活習慣病の発症など現代的な健康課題が多様化・深刻化しています。

アレルギー疾患の増加、感染症の集団発生、いろいろなストレスから心の健康に問題を抱える児童生徒も増えています。

「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活習慣を身に付け、スポーツの楽しさ、喜びを体験させながら、生命を大切にし、自らの健康について考え、行動できる正しい知識と判断力を身に付けることが求められています。

また、学校管理下における安全確保や登下校中の交通事故防止、授業や学級活動における安全指導や防災・防犯教育のさらなる充実が求められます。

【施 策】

(1) 教育活動を通じた推進体制の確立

規則正しい生活習慣を身に付けることを基本とする指導を学校の教育活動に組み込むとともに、校務分掌に担当を設けるなど、校内体制の確立を図ります。

(2) 学校保健の充実

児童生徒の日常の健康観察を重視するとともに、事後指導を含む定期健康診断の適切な実施によるきめ細かな保健管理と学校医や関係機関、家庭との連携を図りながら学校保健の充実に努めます。

(3) 学校安全の充実

児童生徒が安全で安心な学校生活を送るため、施設・設備の点検を実施し、危険な状態の発生を未然に防ぐように努めます。

大きな被害をもたらした東日本大震災の経験を踏まえ、自然災害に対する理解や防災意識を高める指導を行います。

また、地震や火事などの発生を想定した訓練を定期的に実施し、児童生徒及び教師が緊急時に冷静に対応できるように準備します。

通学路における事故防止のため、家庭や地域、関係団体と連携して見守り活動の強化を図ります。

(4) 学校給食の充実

学校給食の充実を図るため、発達段階に応じ、栄養バランスのとれた内容と適切なカロリー摂取ができる献立により給食を提供します。

また、給食調理場の施設整備により、安全安心な学校給食の提供に努めます。

(5) 食育の推進

子どもたちがバランスのとれた規則正しい食生活や望ましい食習慣について学習する授業を行います。

また、郷土の風土や文化などの特性を活かし、地元食材、伝統的な食習慣などを学ぶ機会の確保に努めます。

また、食に関わる人々への感謝と思いやりの心を育てるため、地域や家庭と連携した食育指導の充実に努めます。

(6) 体力向上の推進及び運動に親しむ態度の育成

体力・運動能力テストにより、児童生徒の実態把握に努めるとともに、自らの体力や技能の向上に关心を持たせ、生涯にわたって運動を継続するための基盤となる意欲・態度や技能の育成を図る支援を行います。

6. 環境教育の充実

【現状と課題】

地球温暖化や気候変動など地球規模の問題や、身の回りの地域におけるゴミ

問題など、かつてない広がりと複雑さをもって環境問題が顕在化しています。

これらの問題に関する正しい理解を深め、環境保全に参加する態度や問題解決に向けた行動力の育成が求められています。

環境教育は、知識の習得や理解にとどまらず、自ら行動する態度を育むことが大切であり、本町の小学校では、太陽光発電など自然エネルギーの活用に係る学習やゴミの分別収集への取り組みなど多彩な学習活動が行われています。

【施 策】

(1) 身近な自然や環境問題を題材とした学習の推進

各学校における環境教育は、地域の身近な自然や環境問題を取り上げ、観察・調査・見学等の体験的な学習を重視しながら、環境保全や資源の重要性等に関心を持たせるように、社会科・理科等の時間を活用して行います。

(2) 家庭・地域との連携の推進

環境教育は、家庭や地域社会における取り組みと関連付けて学習し、児童生徒が自分の問題として考え方行動できる態度の育成に努めます。

また、消費者の立場から、環境に優しい商品の購入や使用・廃棄などについて実践する3R運動（Reduce〔廃棄物の発生抑制リデュース〕・Reuse〔再利用リユース〕・Recycle〔再生利用リサイクル〕）などに取り組み、環境負荷の少ない生活習慣を身に付ける取り組みを行います。

7. キャリア教育の推進

【現状と課題】

現代社会においては、小中学生の時期に、家庭や地域で勤労体験をする機会が少なくなっています。

子どもの成長を考えるとき、実際の職場体験を通じて、働くことの厳しさや喜びを経験することは、将来に向けた貴重な学習機会となります。

本町では、児童生徒の勤労観・職業観を育てるために、町内の各種事業所の協力のもと、中学生による職場体験（キャリアスタートウイーク事業）を実施しています。

平成22年度においては、キャリア教育の実践により文部科学大臣から、優良団体賞を受賞しています。

【施 策】

(1) 教育活動を通じた推進体制の確立

学校教育目標等とキャリア教育との関わりについて関連を図るとともに、校務分掌にキャリア教育担当を配置するなど、校内体制の確立を図ります。

(2) 勤労観・職業観の育成

小学校では、職業調べなどの体験的な学習により、身の回りの仕事に関心を

持ち、働くことや目標に向かって努力することのすばらしさを感じることのできるよう指導計画・内容の改善に努めます。

また、中学校では、職場体験などを通して、働くことの喜びや厳しさを実感しながら、職業についての理解を深め、将来を考える機会となるよう指導計画・体制の整備に努めます。

(3) 家庭・地域・産業界との連携

商工会や農業委員会、町内事業所、関係機関による「キャリア教育推進協議会」(平成25年まで)を活用し、キャリア教育への支援をお願いします。

また、受入事業所を含めて、子どもたちに伝えるべき「職業の特性」「実社会でのモラルやマナーの体得」「コミュニケーション能力の向上」など教育的意義の共通理解を深めながら推進するよう連携強化を図ります。

8. 国際理解教育の推進

【現状と課題】

現代社会では、国際化の進展に伴い、英語力が重要視されるなど、国際的に広い視野をもって活躍する人材が求められています。

新しい学習指導要領では、小学校における外国語の授業が必修化となるなど将来に向けた国際的なコミュニケーション能力の育成が重視されています。

本町では、平成7年度から中高生の海外派遣を実施し、国際的視野に立った人材育成を目指すとともに、英語力のさらなる向上を図るため、平成23年度から中学生の英語検定受験料を全額助成しています。

【施 策】

(1) 教育活動を通じた推進体制の確立

学校教育目標等と国際理解教育との関わりについて関連を図るとともに、校内体制の確立を図り、児童生徒が異文化と関わる実践的な学習活動の推進に努めます。

小学校では、外国の生活や歴史の調べ学習や外国人との交流などの体験的な活動を行うことにより、異なる言語や文化について理解を深め、広い視野をもち、共に生きようとする考え方などの育成に努めます。

中学校では、自分の考えや自国の文化・生活様式等を相手に伝え、交流できる実践的コミュニケーション能力の育成に努めます。

(2) 外国語指導助手の活用

小学校の外国語活動を充実させるため、外国語指導助手を派遣し、わかりやすい授業を行うことにより、中学校へ続く外国語学習の基礎を培うことを目指します。

中学校においては、ネイティブスピーカーによる実践的な語学指導を展開し、英語力のさらなる向上を目指します。

(3) 海外派遣研修の実施

中高生を海外に派遣し、研修生が外国の青少年との交流やホームステイ等を通して、外国の文化や風土に直接触れることにより、視野を広げ、英語力やコミュニケーション能力を向上させることを目指します。

9. 情報教育の推進

【現状と課題】

日々進化する情報化社会に対応できる基礎的な資質を養うため、ICT機器を利用した情報活用能力の育成が求められています。

特に、インターネットや携帯電話の普及により、児童生徒が情報機器に触れる機会が多い状況から、情報モラルに関する教育は、家庭や関係機関との連携を図りながら、実態に即した指導が大切となっています。

本町では、機会をとらえて情報モラルの学習機会を作るとともに、ICT機器を活用した教職員の研修会を実施してきました。

平成22年度においては、国のICT整備事業を活用し、児童生徒3人に1台のパソコンと、全教室にインターネット端末、各校1台の電子黒板を整備しました。

また、教師各1台のパソコンを導入し、ICT環境の整備に努めています。

【施 策】

(1) 教育活動を通じた情報活用能力の育成

学校教育目標等と情報教育との関わりについて関連を図るとともに、校務分掌に情報教育担当を位置付けるなど、校内体制の確立を図ります。

情報活用能力の3つの観点である「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」をもとに、児童生徒の発達段階に応じ、指導目標を明確にして計画的に推進します。

(2) 情報モラルに関する教育の充実

有害な情報を児童生徒から遮断するとともに、情報通信ネットワークや携帯電話の利用に伴う危険性やプライバシー保護・著作権の問題などを具体的な例を挙げながらわかりやすく子どもたちに伝えるよう努めます。

10. 適応指導の充実

【現状と課題】

本町では、これまで深刻な「いじめ」は発生していませんが、軽微なものは毎年数件の事例が報告されています。

また、不登校や別室登校など心の健康に関することや、非行や万引き、喫煙などの問題行動についても、時折発生が確認されているところです。

問題行動の背景には、集団不適応や学習意欲の低下などの学校環境のほか、保護者の養育意識の低下など、家庭環境が起因している事例もあり、学校だけでは十分な対応ができない状況も増えています。

これらの問題や課題は、発生の兆候をとらえて未然に防止することが大切です

が、発生を確認したら迅速かつ適切な対応をとることと、悩みを持つ児童生徒への相談活動の充実を図るなど組織をあげての取り組みが必要です。

【施 策】

(1) 生徒指導体制の一層の充実

学校毎に生徒指導計画を立案し、指導体制の充実を図ります。

また、教職員が互いの役割や専門性などを理解し、共通認識のもと情報を共有し、組織的に一貫性をもった対応に努めます。

さらに、教員による「生徒指導研修会」等を行い、適切かつ効果的な指導を行うように努めます。

(2) 教育相談体制の確立

教育相談員やスクールカウンセラーを有効に活用し、組織的な相談体制の充実に努めます。

(3) いじめ・不登校・問題行動への対応

「いじめ」については、日頃の授業や学級活動などを通じて、何でも話し合えて「いじめ」を見逃さない学級状況を作ることが大切ですが、定期的な「学校生活アンケート」などを活用しながら、早期に発見し、最悪の事態を想定して、慎重に、素早く、誠意を持って、組織をあげて取り組むことが大切です。不登校、問題行動についても、早期の発見と教職員が一体となって個々の事案に適切に対応することを目指します。

また、児童生徒にとって安心感のある学校を目指し、「心の居場所」「絆づくり」を重視した取り組みを推進します。

(4) 関係機関との連携

深刻な問題を抱える児童生徒や保護者の実態を把握し、個々の状況に応じて児童相談所や病院など関係機関との連携を図ります。学校警察連絡協議会や軽米町生徒指導連絡協議会などを開催し、情報の共有と指導体制の充実を図り、問題行動の未然防止に努めます。

11. 教員研修の充実

【現状と課題】

教員研修の充実は、教師の指導力向上のため、しいては子どもたちの学力の向上につながる大切な方策であるため、計画的に取り組むべきものです。

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識及び広く豊かな教養、そして、それらに基づいた実践的指導力を身に付けた教員になるように研修の充実を図ることが必要です。

また、教科指導や生徒指導などの実践的指導力を育成する教員研修の充実を図るとともに、専門性の向上や新たな課題に積極的に取り組む意欲の向上を目指し、研修内容の工夫・改善が重要になっています。

本町では、これまででも県教育委員会と連携を図りながら、多様な研修メニューにより教職員研修を行い、教員の指導力の向上や資質の向上に努めてきました。

【施 策】

(1) 教職経験者研修

教職経験者初任研修、5年研修、10年研修、免許状更新講習の受講など、県立総合教育センターや教育事務所と連携を図りながら、計画的に教員研修を実施することにより指導力の向上に努めます。

(2) 研修内容の充実

教職員の指導力向上を図るための多様な研修会を開催します。

- ① 教務主任や研究主任等の研修を設定し、学校の要となる主任としての資質の向上を図ります。
- ② 教材研究や指導方法を改善するための授業研究を行い、子どもたちの学力を確実に向上させるための「わかる授業」の展開を目指します。
- ③ I C T 機器等を効果的に活用する授業研究を行い、子どもたちが積極的に学ぶ、わかりやすい学習指導に役立てます。
- ④ 生徒指導の意義及び実践について研修を深め、学級担任としての資質の向上を図ります。
- ⑤ 児童生徒のコミュニケーション能力向上を図るため、小学校における外国語活動と中学校の英語学習の連携を図り、さらには中高一貫した英語指導の充実に向けた外国語指導研修会を開催します。

12. 地域に開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

これからの中学校経営は、教育内容や学習の成果をこれまで以上に保護者や地域の方々に知らせること、外部からの声に耳を傾け教育活動を見直すこと、地域の教育力を学校経営に活かすことが重要であり、校長のリーダーシップのもとで地域に開かれた特色のある学校づくりが求められています。

本町の学校では、二期制による教育課程の編成や地域と連携したキャリア教育の実践、被災地でのボランティア活動など、特色ある教育活動が展開されています。

【施 策】

(1) 目標達成型の学校経営の推進

学校経営において、校長がリーダーシップを発揮し、検証可能な目的達成型の学校経営計画を策定し、目標実現のため、家庭や地域と協働する学校経営の取り組み「いわて型コミュニティ・スクール」を推進します。

また、「まなびフェスト」として、学校や児童の実態に応じて重点化した項目について、より具体的で明確な達成目標を設定し、教職員、児童、保護者が一体となって取り組むことにより、児童生徒に身に付けさせたい基礎・基本（学力、体力、生活習慣等）の定着を図ります。

（2）教育活動の評価の推進

家庭や地域と協働して児童生徒の健やかな成長を見守るため、教育活動についての自己評価や外部評価を実施し、教育活動の改善に生かします。

また、外部評価は、学校評議員、保護者及び地域住民等による外部評価委員会などによる実施に努めます。

評価項目は、具体的・客観的で検証可能なものとし、評価結果の公表と P D C A サイクル（Plan・Do・Check・Action）を活用した取り組みに努めます。

（3）特色ある教育活動への支援

地域ゆかりの先人・自然・文化など、地域特有の学習素材を授業等に活用し、郷土に誇りをもつ心の醸成に努めるなど、各学校が特色ある教育活動を推進するよう支援します。

東日本大震災など自然災害を経験した方から「絆」や「地域づくり」等の大切さを学ぶ機会を設けるなど、復興教育をとり入れた学習を推進します。

（4）学校裁量の拡大への対応

校長のリーダーシップや教員の企画力の一層の発揮を促すために研修の充実を図るとともに、学校への権限委譲と事務の共同実施の推進等により、学校裁量の拡大と事務処理体制の整備を図ります。

13. 中高一貫教育の充実

【現状と課題】

本町は、これまで中高一貫教育に取り組み、英語と数学を中心に中高教員による授業交流を実施するとともに、広報誌の発行や、学校訪問などを行うことにより、高校へのスムーズな進学準備が図られるよう推進してきました。

中高一貫教育には、6年間の安定した学習環境の中で計画的・継続的な教育指導ができるここと、生徒を把握し基礎・基本の定着と個性の伸長や優れた才能を伸ばすことができるという特徴をもっています。

今後は、少子化による生徒数の減少が著しいことや、県立高等学校の再編が進行中であることなどから、これまで行われてきた中高一貫教育を土台としながら、中高連携した特色のある取り組みが必要となっています。

【施 策】

（1）系統的・継続的指導の充実

中学校・高校6年間を通じた系統的・継続的指導を実施し、生徒の個性の伸長や学力の向上を図ります。

また、中高の接続を円滑に進めるため、基礎学力を確認する方法について検討・改善を図ります。

(2) 地域との連携

中高一貫教育の取り組みを伝えるため、「中高一貫だより」を定期的に発行するとともに、中高一貫教育支援者会議などを充実させることにより、保護者や地域住民の意向を踏まえた中高連携を図り、地域住民からの一層の理解と協力が得られるよう努めます。

(3) 交流活動の充実

中学生による高校体験入学などを積極的に行い、生徒会活動や学校行事、スポーツ・文化活動等による生徒の交流を継続して行うとともに、中高教員による授業交流の充実を図ります。

14. 学校統合の推進と施設・設備の充実

【現状と課題】

少子化による児童生徒数の減少が続き、複式学級を有する小規模校が増えていることから、学校統合の推進による学区再編が予定されています。

本町では、これまで平成13年3月の学区調整委員会からの答申に基づき、小学校の統合を進めて参りました。

今後は、平成23年12月に第二次学区調整委員会から出された意見に基づき、町内の4つの中学校を1校に統合することと 笹渡小学校と小軽米小学校の統合を進めて参ります。

【施 策】

(1) 学校統合の推進

笹渡小学校と小軽米小学校の統合を平成26年4月の実施に向けて推進します。

町内の4つの中学校を1校に統合することについて、平成26年4月の実施に向けて推進します。

(2) 軽米小学校の建築

老朽化して耐震強度が不足している軽米小学校の校舎及び屋内運動場の建設について平成25年度の完成を目指します。

また、旧校舎の取り壊しと同校グラウンド及び屋外環境の整備について、平成26年度の完成を目指します。

(3) 教育環境の改善

町内の老朽化した廃校舎の計画的な取り壊しを進めるとともに、児童生徒が安全安心な教育環境で学校生活が送れるよう教育施設の整備充実に努めます。

第3章 魅力ある社会教育の推進

1. 健やかな成長を育む家庭教育の支援

【現状と課題】

家庭は、人間が成長する過程で、基礎的な資質や能力、人格を育成する重要な役割を担っています。

近年は、核家族化の進行などにより、過保護、過干渉など家庭の教育力の低下が指摘されていることから、心身ともに子どもを健やかに育てるため、家庭教育の重要性を認識し、親と子が主体的に学んでいくことが大切です。

子どもの発達段階に応じた親の学習機会をさらに充実させるとともに、関係機関との連携を図りながら、家庭教育の充実に努める必要があります。

【施 策】

(1) 発達段階に応じた学習機会の提供

家庭や地域の教育力の向上を図るため、子どもを持つ親などを対象に、子どもの発達段階に応じた子育て、しつけ、食育などに関する家庭教育学級や各種講座を開設し、参加を奨励します。

(2) 父親の家庭教育への参加意識の醸成

真の男女共同参画社会を形成するため、父親が子育てや家庭教育へ主体的に参加する意識の醸成を図り、家族がともに支えあいながら、子育てをする意識の醸成を図ります。

(3) 子育て情報と交流の場の提供

家庭教育の充実を図るため、子育て、家庭教育に関する啓発資料や学習情報の提供に努めるとともに、子育てをする親の仲間づくりを促進し、親同士の交流の場を提供します。

(4) 相談体制の整備

さまざまな子育ての不安や悩みに対応するため、保健・医療・福祉等、関係機関との連携・協力により、相談体制の整備に努めます。

2. 青少年の心を育む学習活動の支援

【現状と課題】

家庭や地域社会が大きく変化する中、青少年の社会性の不足、倫理観や正義感の欠如等が指摘されており、青少年の「生きる力」を育むため、社会活動やボランティア活動への参加を促進するなど青少年教育の充実が重要な課題となっています。

本町では、青少年リーダー研修会、音更町相互訪問交流、海外派遣事業や青年が仲間とともに地域課題に取り組む活動など青少年教育に力を入れて参り

ました。

さらに、今後地域を担っていく青少年について、家庭・学校・地域社会が一体となり、学習機会の充実と青少年活動の活性化を支援する必要があります。

【施 策】

(1) 地域ぐるみの活動の支援

主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため、家庭、地域、学校の連携による教育振興運動に取り組むとともに、伝統文化の継承や世代を超えた交流など地域ぐるみの活動を支援します。

また、県立軽米高校の施設や人材を有効に活用し、高校生を含めて地域の将来を担う青少年の学習活動を展開します。

(2) 体験的な活動機会の充実

青少年の校外学習活動を促進し、自立心の育成や社会的マナーを身に付けさせるとともに、郷土を愛する心や自然環境を大切にする気持ちを育むため、自然体験活動やボランティア活動、文化・伝統に親しむ活動等、体験的な活動機会の充実を図ります。

(3) 青少年団体活動の支援

子ども会活動をはじめ、各種青少年団体など青少年に自主的かつ創造的な活動機会を提供する団体の活動を支援します。

また、それらの団体との連携を図りながら、青少年が仲間と共に地域の課題に取り組む社会活動やボランティア活動など学習機会の充実を図ることを支援し、青少年リーダーの育成に努め、地域における青少年活動の活性化を図ります。

3. 生涯にわたる学習活動の支援

【現状と課題】

高齢化の進展やライフスタイルの多様化など社会が変化する中で、心豊かで生きがいのある人生を過ごすため、町民は様々な学習機会を求めています。

多様化する学習ニーズに応えるため、学習方法や内容の工夫・改善を図りながら、学習機会の拡充と情報提供が求められています。

一方、情報化、過疎化の進展などにより、地域に根ざした活動が停滞するなど、地域づくり、地域活動の活性化が課題となっています。

このため、地域の連帯感の醸成と活性化に向けた学習機会の提供に努めるほか、地域活動の促進、並びに各種団体の育成と指導者の養成に努めています。

また、高齢者が人生の中で培ってきた豊かな経験や知識・技術を活用し、積極的に社会参加するための世代間交流事業など、様々な活動の場や機会づくりに努める必要があります。

【施 策】

(1) 地域づくり活動の促進

住みよい地域をつくるため、成人の主体的な社会参加を奨励するとともに、各種団体等の指導者養成に努め、それぞれの団体の活性化やネットワーク化を促進します。

(2) 学習機会の提供

生きがいの充実や生活課題の解決などに向けて、豊かな学習機会の提供に努めるとともに、住民自身の学習意欲と創意工夫を生かした講座などの開設を促進します。

(3) 高齢者の学習活動支援

高齢者が孤立することなく、楽しく生きがいをもって生活できるように、日常生活にかかわる内容や文化、教養にかかわることなど参加型の学習機会を提供します。

(4) 社会参加の支援

「協働・参画による生涯学習のまちづくり」という視点に立ち、地域にある課題の解決など身近な社会参加活動を支援するとともに、学習により習得した知識・技能や芸能を発揮できる機会の拡充に努めます。

(5) 男女共同参画社会の推進

性別による固定的な役割分担意識に拘束されることなく、男女がそれぞれ多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画するための学習機会の拡充に努めます。

4. 社会教育の推進と施設の整備

【現状と課題】

町民の学習ニーズに応えるためには、社会教育行政の関係者が新たな学習機会の提供や学習方法の在り方等についての研修や掘り起こしを継続して行うとともに、社会教育活動の中心的役割を担う社会教育主事の養成と配置を積極的に進めるなど社会教育活動を支える推進体制を整備することが重要です。

また、社会教育関係施設は、中央公民館、町立図書館、青少年ホームなど比較的古い施設が多いため、町民の多様な生涯学習活動の拠点となる利便性の高い施設整備が望まれています。

【施 策】

(1) 社会教育主事の養成と専任職員の配置

社会教育活動を総合的、効果的に推進するため、社会教育主事の養成に努めるとともに、専任社会教育主事の配置を基本とします。

(2) 社会教育関係職員研修の充実

町民の多種多様な学習ニーズに応えるため、社会教育関係職員の研修の充実を図るとともに、専門研修への参加を促し、職員の資質の向上に努めます。

(3) 社会教育施設の整備充実

① 生涯学習センターの整備

町民の生涯学習活動の拠点施設として、生涯学習に関する情報提供及び学習機会の提供を総合的、効果的に推進するため、中央公民館機能を兼ね備えた生涯学習センターの整備を検討します。

② 図書館の整備

生涯学習活動の情報拠点施設である町立図書館の資料及び蔵書の充実に努め、さらなる利用者の拡大に努めます。

また、導入された図書情報システムを有効に活用し、町民が利用しやすい図書館の整備運営に努めます。

③ 自治公民館の整備

地域における身近な生涯学習の拠点となる自治公民館の整備のため、補助金制度を継続して進めます。

第4章 生涯スポーツの振興

1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進

【現状と課題】

町民の健康づくりを推進するため、生涯スポーツの振興とそのためのスポーツ施設の充実が求められています。

本町では、町民体育館、ハートフル・スポーツランドを核として、おりや元気館、町民テニスコートなどの施設を整備し、町民のスポーツ活動の活性化を図って参りました。

多様化するスポーツニーズを把握し、町民のスポーツライフを充実したものとするため、今後もスポーツ施設の整備を計画的に進める必要があります。

また、平成28年度に開催予定の「希望郷いわて国体」軟式野球競技の運営に向けた環境整備が求められています。

【施 策】

(1) 生涯スポーツ施設の計画的整備

町民のスポーツ・レクリエーション人口、およびニーズに合わせた生涯スポーツ施設の整備・充実に努めます。

また、既存施設の計画的な整備補修を進め、有効活用に努めます。

(2) 学校体育施設開放事業の充実

学校体育施設の開放事業を積極的に進め、地域住民が身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、学校開放事業の継続・拡充を図ります。

(3) 「希望郷いわて国体」の競技開催

平成28年度に開催が予定されている「希望郷いわて国体」で軟式野球競技が本町で実施される予定です。

軟式野球競技の運営に向けて、競技場や接続道路など大会関連施設の整備と運営スタッフの養成など着実に準備を進めてまいります。

また、軽米町が平成28年度「希望郷いわて国体」成功の一翼を担うことを契機として、町のスポーツ振興につながるように努めます。

2. スポーツ活動の活性化

【現状と課題】

町民一人一人が、生涯にわたってスポーツに親しみ参加することを目指して、町民総参加の軽米町総合体育大会を中心とした各種スポーツ大会を実施してきました。

町民のスポーツに対するニーズは年々多様化しており、これらに対応するためには、プログラムや種目を充実させ、参加機会の拡充を図るとともに、指導者の育成を図るなど、町民のスポーツ活動を活性化するための環境を整備する必要があります。

また、競技スポーツの振興を図るため、体育関係競技団体への育成支援を強化し、活性化を図る必要があります。

【施策】

(1) 町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

町民のニーズに応じたスポーツプログラム、参加型の総合体育大会の運営に努め、スポーツに関する行事や施設情報の提供に努め、町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保

スポーツ活動・各種大会運営や選手育成などを支援するため、指導者の養成・確保を図り、中学校・高校と協力して指導者バンクを整備します。

(3) スポーツ団体の育成・支援

町体育協会やスポーツ少年団、地区体育振興会等の育成・支援に努めるとともに、各種競技団体の活動を支援します。

(4) 競技スポーツの振興

小中学校や高等学校、体育協会などと相互に連携を図りながら、競技人口の拡大や人材の発掘・育成に努めるとともに、強化指定種目を選定し、重点的に支援します。

(5) 生涯スポーツ推進体制の整備・充実

生涯スポーツ推進委員協議会や体育協会、スポーツ少年団、地区体育振興会など、健康体力づくり関係団体と連携し、生涯スポーツ推進体制の整備・充実に努めます。

第5章 多様で個性ある文化の創造

1. 芸術文化の振興

【現状と課題】

文化活動に対する町民ニーズの多様化を踏まえ、町民が主体的に文化活動に参加することができるよう、町民意識の啓発のほか、施設整備や参加機会の拡充など環境整備を図る必要があります。

文化的欲求の高まりに対応し、文化団体等との連携のもとに、長期的展望に立って、町民の心豊かな生活の実現をめざし、個性豊かで、彩りのある文化の創造、発展に資するよう、文化振興施策の一層の充実を図る必要があります。

【施 策】

(1) 町民の芸術文化活動の推進

文化協会と連携を図りながら、個性豊かな地域文化を創造するため、各種の芸術文化の鑑賞機会を企画提供するとともに、町民の意欲的な芸術文化活動を支援します。

町民文化祭の作品展示会など、町民が芸術文化活動の成果を発表する機会の拡充を図り、創作活動を奨励します。

(2) 芸術文化団体の育成

芸術文化活動を推進していくうえで、芸術団体や自主サークル活動の活性化は重要であるため、団体間の交流促進に努めるとともに、資質の向上を図るため、リーダーの養成や施設整備など活動の支援に努めます。

2. 文化遺産の保存と伝承

【現状と課題】

本町では、町内に存在する貴重な文化遺産を後世に伝えていくため、開発により失われる遺跡の発掘調査などを行い、記録・保存化を行っています。

併せて、試掘などにより遺跡の分布や内容などを調査し、開発行為との円滑な調整を図ってきました。

また、地域に伝わる芸能については、補助事業などを活用して衣装・道具の整備や、芸能発表の機会を増やし、継承活動の推進に努めてきました。

地域に残る貴重な文化財を守り、後世に伝えていくためには、文化財を正しく理解し、誇りを持ち、大切に守り伝えていくことが大切です。

開発行為などにより文化財の散逸化も危惧されることから、今後とも調査を進め、文化財の由来所在を調査確認し、記録作成を継続的に進め、その実態を明らかにする必要があります。

【施 策】

(1) 文化財の調査と指定の促進

町内に多く存在する有形文化財・民俗文化財・記念物など、貴重な文化財を発掘し、有効な保護を図るため、計画的に文化財の所在や由来の調査記録を推進します。

(2) 文化財の保存と活用

文化財を災害や散逸から守り、保存・活用を図るため、文化財の収蔵に努めます。郷土芸能等無形民俗文化財については、後継者の育成と記録保存を図り、郷土芸能祭を充実して、継承保存に努めます。

岩手県埋蔵文化財センター等が発掘調査した遺物資料の町移管を進めるとともに、収蔵展示施設を整備し、資料の公開に努めます。

(3) 文化財愛護思想の啓発

軽米町史の販売促進を図るほか、文化財調査報告書等の発刊及び文化財展等の開催を推進し、町の文化財について広く理解されるよう努めます。

第6章 教育振興運動の推進

【現状と課題】

教育振興運動は、岩手県独自の教育運動として、五者（子ども、家庭、学校、地域社会、行政）が連携し合って教育水準の向上をめざす自主的な運動として展開されてきました。

本町でも学区単位に教育振興会を組織し、「子どもは地域全体で育む」という機運を高め、それぞれの地域で特色ある運動が行われて参りました。

便利な生活環境の中で、子どもたちは生活体験・自然体験等が減少し、学習意欲・向上意欲が低下している要因とも考えられています。

また、学校統合が進み学区が広範囲になることや地域の子どもの数が少なくなることにより、活動が弱体化する恐れがあります。

活動環境の変化に応じて、本来の運動理念に立ち返り、地域の力を結集したより効果的な運動の展開について、見直しや検討を進める必要があります。

【基本的な考え方】

- (1) 「五者の分担により、地域の教育課題を解決する」という運動本来の基本理念に立ち返り、長期的展望に立った活動の見直しを図ります。
- (2) 学校統合の進行や子どもの減少など活動環境の変化に応じた望ましい組織のあり方や教育振興運動の進め方について点検を行い、五者が一体となった多様な活動となるよう改善を図ります。
また、子どもたちが生涯にわたって学び続ける意欲・態度を育成するとともに、地域の伝承文化を継承するなど、地域ぐるみの生涯学習機会となる教育振興運動を推進します。
- (3) 「生きる力」の育成に向け、自分たちが取り組むべき課題を焦点化するとともに、学校教育の充実はもとより、家庭教育の充実、地域における豊かな体験活動等の機会の充実など、地域全体の教育力の向上に資する教育振興運動を展開します。

【基本方針】

- (1) 生涯学習の推進とともに、本町の教育目標の実現を図ります。
- (2) 地域の教育課題解決のため、五者相互の連携を図ります。
- (3) 運動目標の具体化と焦点化を図ります。
- (4) 推進体制の強化と推進活動の充実を図ります。
- (5) 関係機関・団体との連携を図ります。

【運動のテーマ】

「基本的生活習慣の向上」～食育・読書・あいさつの習慣化～

【重点目標】

- (1) 青少年期において、学ぶことの楽しさや学び続ける意欲と態度を育成し、併せて成人自らの生涯学習機会となるような運動を推進します。
- (2) 推進組織や実践組織のあり方、課題の掘り起こし方法、運動の展開のあり方等について、五者が連携して協議し、役割を分担して適切に進めます。
- (3) 地域の教育力を結集し、子どもを育てる環境の整備を推進します。

【領域別推進重点事項】

- (1) 学力向上 : 自学自習の習慣化と読書の推進
- (2) 健全育成 : あいさつの習慣化
- (3) 健康安全 : 食育運動の展開「早寝・早起き・朝ごはん」